



改正家族法 part2 ～財産分与・養育費の新ルール～

弁護士 近藤 智仁



今春の家族法改正では、離婚後の共同親権の他にどのような点が変わったのでしょうか。

- A. 1. 令和8年(2026年)4月1日(以下、「施行日」と言います)から施行された改正家族法(民法)では、前号で紹介しました共同親権の導入に留まらず、離婚後の生活の基盤を守るために、「財産分与」や「養育費」など、離婚に伴う制度全般について幅広く見直しが行われました。今号では、離婚後の生活に直結する「財産分与」と「養育費」を中心にご説明します。
2. 財産分与とは、婚姻中に夫婦が協力して築いた預貯金や不動産などの財産を、離婚時に清算・分配する制度です。名義がどちらか一方であっても、夫婦の協力によって得た財産であれば財産分与の対象となり、原則として2分の1ずつの割合で分けるのが基本的な考え方である点は、改正後も変わりません。
- この財産分与の請求期間ですが、これまで離婚後「2年」に限られていましたが(旧民法768条2項但書)、施行日以降の離婚については、この期間が「5年」に延長されました(民法768条2項但書)。時間が経ってから相手方の財産の存在に気づいたり、話し合う余裕がないまま離婚を先行させてしまった方にも、請求の機会が広がりました。
- また、相手が自身の財産情報を隠すなどして、適正な分与を免れようとする不正に対応するため、裁判所が当事者に財産情報の開示を強かに命じることができる「収入・資産の情報開示命令」の制度が新設されました(家事事件手続法152条の2・人事訴訟法34条の3)。同制度では、資料提出の拒絶や、虚偽の報告に対しては制裁規定も設けられています。
3. 養育費は、離婚後において、子を監護・養育しなくなった親が、親の扶養義務に基づき、子を監護・養育する親へ支払う費用を指します。これまでは、養育費を請求するためには父母の協議や調停・審判など裁判所の手続きで金額を取り決めることが求められてきました。そのため夫婦間で養育費について十分な話し合いや取り決めをしないまま離婚してしまい、養育費の支払いを受けられないケースや、支払いが滞って経済的に困窮する母子家庭等が後を絶ちませんでした。
- そうした背景を踏まえ、今回の改正法では、施行日以降に養育費の取決めをしないまま離婚した場合でも、子どもと同居する親は別居する親に対し、子1人あたり月額2万円を最低限の「法定養育費」として請求できる制度が新設されました(民法766条の3)。
- もっとも、これはあくまで最低限の金額ですので、実際の養育費の相場を知りたい場合は、裁判所ホームページに掲載されている「養育費・婚姻費用算定表」(双方の年収や子の年齢・人数から目安額を確認できる表)を参考にしてください(裁判所HP「平成30年度司法研究(養育費、婚姻費用の算定に関する実証的研究)の報告について」)。
- そして、相手の収入が不明で適正な養育費を算定できない場合に対応するため、財産分与の場合と同様に、裁判所が相手方に情報開示を命じる制度も設けられています(家事事件手続法152条の2・258条3項)。
4. このほか、これまで「面会交流」と呼ばれていた制度は、基本的に離婚後も父母が互いに協力して子供の健やかな成長と福祉をともに支え合うという理念をより一層重視する趣旨から、「親子交流」という名称に改められています。
- また、夫婦間の契約はいつでも取り消せるとしていた規定(旧民法754条)は、夫婦間の合意の法的安定性を高めるため削除されました。
- 今回ご紹介した制度は、いずれもまだ施行されたばかりです。ご不明な点がある場合は、弁護士等に相談されることをおすすめします。